仕　様　書（新）

１　件名

モバイル決済端末機24,129台（予定）の導入及び保守の委託
(Procurement and maintenance for 24,129 sets of Mobile Payment Terminal)

２　委託期間

契約締結日から2021年９月30日（木）まで

３　委託内容

株式会社かんぽ生命保険（以下「かんぽ生命」という。）システム企画部基盤企画・開発担当（℡ 03-6455-6106）（以下「主管担当」という。）から、本件委託業務を受託する者（以下「受託者」という。）に対して、下記のモバイル決済端末機本体及び付属品の導入並びに保守の委託を行う。

⑴　数量（予定）

本体及び付属品の数量は以下のとおり。

分類	品名	数量（予定）	特記事項
本体	モバイル決済端末機	24,129	－
付属品	リチウムイオン充電池	24,129	あらかじめモバイル決済端末機にセットして納入すること
	ＡＣアダプタ	24,129	モバイル決済端末機の充電が可能なものであること
	ハードウェア取扱説明書	24,129	モバイル決済端末機の取扱いに関して記載していること

⑵　システム構成

別添１「モバイル決済端末機システム構成図」を参照のこと。

⑶　機能概要

別添２「モバイル決済端末機要求定義書」を参照のこと。

４　実施方法

⑴　事前準備

受託者は、以下に定める項目について納入前に実施しておくこと。

ア　受託者は主管担当と打ち合わせし、契約締結後１か月を目途に、以下イからキを含む納入までの全体スケジュールを作成すること。

イ　以下に示す２種類の疎通確認テストについて、端末準備及び問合せ等への対応を実施すること。（両テストとも、2016年２月中旬より、2016年５月末までの実施を予定。）

㋐　納品予定のモバイル決済端末機と、別添１に記載の、渉外社員が携帯する携帯端末機３型（以下「ＰＴ３」という。）との間でのBluetooth通信の疎通確認

㋑　ＰＴ３を経由した公衆回線網及びＶＰＮによる、決済情報処理センターとのデータ送受信等（連携する全ての機能について正常に連携・動作すること）の確認

※　ＰＴ３上のシステム構築は開発対象とはしない。また、ＰＴ３・決済情報処理センターとの通信方法は、落札決定後に別途提示する。

ウ　イに示す疎通確認テスト実施のため、以下の事項を実施すること。

㋐　以下に示す期日・台数にて、納品予定のモバイル決済端末機を、主管担当及び決済情報処理センター事業者に貸し出すこと。ただし、期日までに、完成品のモバイル決済端末機の準備が困難な場合は、疎通確認に必要なソフトウェアやBluetoothの仕様を担保することを条件に、外形仕様等が未完成なモバイル決済端末機又は各種認定（注）が未取得の状態のモバイル決済端末機を貸し出すことを可とする。

2016年２月19日（金）：10台
2016年４月１日（金）：30台
※　なお、期日・台数ともに予定である。
（注）別添２に記載の以下の認定
〇　PCI PTS
〇　EMV
〇　国際ブランド認定（VISA/Master/JCB/AMEX）

(ｲ)　各種認定取得過程で止むを得ず仕様変更が発生する場合、速やかに主管担当に連絡し、了解を得るとともに、変更後の仕様による疎通確認テストについて、主管担当と調整の上実施すること。

(ｳ)　当該テスト後、決済情報処理センター事業者より返却されたモバイル決済端末機等を、別途定める納入期限までに点検すること。

エ　納入に関する事前の打ち合わせを主管担当と実施すること。

オ　モバイル決済端末機等の設定値の整理及び設定をすること。

カ　モバイル決済端末機の機器構成や操作方法などの書かれた各種資料を作成し、主管担当に提供すること。

キ　配備拠点別のモバイル決済端末機の配備情報（機器番号等）を記載した一覧を作成し、主管担当へ提出すること。

(2)　納入

納入期限、納入場所及び納入方法等については以下のとおりとする。

ア　納入期限

第１回目　2016年６月17日（金）：　6,000台
第２回目　2016年７月15日（金）：　18,129台
※　なお、納入回数・期日・台数ともに予定である。ただし、納入時期によって仕様が異なることがないようにすること。

イ　納入場所

かんぽ生命の本社、支店及びサービスセンター（以下「ＳＣ」という。）並びに日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という。）の本社、支社及び郵便局とし、納入拠点の住所などの詳細は、契約締結後、別途主管担当より連絡する。

また、確定した数量等その内容については、かんぽ生命総務部契約担当（以下「契約担当」）から、納入期限の30日前までに書面により通知することとする。

地域	分類		拠点数（予定）	納入数（予定）
北海道	かんぽ生命	支店	4	22
	日本郵便	支社	1	2
		郵便局	282	1,427
東北	かんぽ生命	ＳＣ	1	2
		支店	6	27
	日本郵便	支社	1	2
		郵便局	511	2,749
関東	かんぽ生命	支店	10	45
	日本郵便	支社	1	2
		郵便局	375	2,808
東京	かんぽ生命	本社	1	20
		ＳＣ	1	2
		支店	8	53
	日本郵便	本社	1	2

地域	分類		拠点数（予定）	納入数（予定）
		支社	1	2
		郵便局	88	1,660
南関東	かんぽ生命	支店	5	25
	日本郵便	支社	1	2
		郵便局	82	1,198
信越	かんぽ生命	支店	4	14
	日本郵便	支社	1	2
		郵便局	192	1,088
北陸	かんぽ生命	支店	4	14
	日本郵便	支社	1	2
		郵便局	121	748
東海	かんぽ生命	ＳＣ	1	2
		支店	8	39
	日本郵便	支社	1	2
		郵便局	337	2,512
近畿	かんぽ生命	ＳＣ	1	2
		支店	10	74
	日本郵便	支社	1	2
		郵便局	375	3,279
中国	かんぽ生命	支店	6	20
	日本郵便	支社	1	2
		郵便局	372	2,020
四国	かんぽ生命	支店	4	14
	日本郵便	支社	1	2
		郵便局	179	1,011
九州	かんぽ生命	ＳＣ	1	2
		支店	9	48
	日本郵便	支社	1	2
		郵便局	593	2,997
沖縄	かんぽ生命	支店	1	5
	日本郵便	支社	1	2
		郵便局	20	174
合計			3,626	24,129

ウ　納入方法

主管担当から連絡した納入場所へ、ゆうパック等の郵便サービスを利用して郵送すること。

エ　その他

契約締結後、納入するモバイル決済端末機の消耗品の種類、規格及び購入単位の一覧表並びに保守部品の種類、規格の一覧表を作成し、主管担当に提出すること。

また、モバイル決済端末機の操作マニュアルを主管担当に提出すること。

(3)　保守

保守の対象機器、保守内容、その他については以下のとおりとする。

ア　保守作業

(ｱ)　故障修理の実施

納入数量（24,129台（予定））分のモバイル決済端末機本体を故障修理の対象とする。

(ｲ)　消耗品の補充

リチウムイオン充電池、ＡＣアダプタを消耗品の補充の対象とする。

イ　保守期間

　最初にモバイル決済端末機を納入した日から2021年９月30日（木）まで。

ウ　保守方法

　モバイル決済端末機の故障修理等の連絡窓口（コールセンター等）を設置し、上記の保守期間において安定稼働するよう、部品交換並びに同等ハードウェアへの交換、ソフトウェアの変更など、必要な措置を講じること。

　なお、窓口の連絡先に変更があった場合は、速やかに配備拠点及び主管担当に通知すること。

　故障修理等の連絡窓口の受付は、以下の時間帯とする。

　平日　８時00分～21時00分

(ｱ)　モバイル決済端末機

Ａ　確認と受付

(A)　確認と受付及び代替機の送付

　モバイル決済端末機について、「モバイル決済端末機修理依頼書兼報告書」（様式は適宜）により故障修理の依頼を受けた場合、故障修理が必要な状況であるか原因の切り分けを当日中に行い、故障修理が必要なもののみ受付を行うこと。このとき原則として配備拠点へは訪問しないこと。

　消耗品の交換等により復旧が想定される場合は、配備拠点に対し消耗品の交換の依頼を促し、故障修理の受付を行わないこと。

(B)　代替機の送付

　故障修理の受付時に、配備拠点に対して代替機の必要の有無を確認し、必要な場合は代替機を貸与すること。

　貸与する代替機は、使用者が受取り後に業務使用可能な状態にすること。

　なお、代替機は提案するモバイル決済端末機の故障率を勘案し、受託者が用意すること。

　代替機は、故障修理の受付後、原則として翌営業日までに、故障機器の配備拠点あてに郵送すること。

　また、代替機を配備拠点へ送付する際の郵送料は受託者負担とし、郵送中に破損しないように梱包すること。

Ｂ　修理

(A)　作業場所

　受託者の修理工場とすること。

(B)　授受方法

　モバイル決済端末機の授受は郵送によることとし、配備拠点からの郵送先は受託者が指定し、別途連絡すること。

　なお、モバイル決済端末機を配備拠点へ返送する際の郵送料は受託者負担とし、郵送中に破損しないように梱包すること。

(ｲ)　消耗品

Ａ　受付

　想定される消耗品と年間消耗数量の目安、配備拠点からの郵送方法は以下のとおりとし、これらの消耗品について、「モバイル決済端末機消耗品交換依頼書」（様式は適宜）により交換の依頼があった場合、受け付けること。

品名	年間消耗数量 （予定）	配備拠点からの郵送方法
リチウムイオン充電池	24,129 （年に１回）	上記の依頼書を添付し、消耗したリチウムイオン充電池を受託者指定場所まで郵送する。
ＡＣアダプタ	120 （年間故障率 0.5%）	上記の依頼書を添付し、消耗したＡＣアダプタを受託者指定場所まで郵送する。

　受託者はリチウムイオン充電池を送付する際、交換後に使用済みとなった消耗したリチウムイオン充電池の返送先を記載したメモを添付すること。なお、消耗したリチウム

イオン充電池を配備拠点から指定された返送先へ送付する際の郵送料は保守の対象外とする。

Ｂ　交換・補充

受託者は「モバイル決済端末機消耗品交換依頼書」の受付後、原則として翌営業日までに依頼された消耗品を配備拠点あてに発送すること。ただし、拠点ごとの配備台数を把握した上で、拠点の配備台数を上回る請求があった際は、送付前に主管担当に問題ないか確認すること。また、この際、郵送中に破損しないように梱包すること。送付する消耗品は営業社員の手により容易に交換可能な仕様とすること。

エ　保守報告

消耗品の交換を実施する場合は、次の項目等を記載した消耗品交換等報告書（様式は適宜）を速やかに３部作成して補充する消耗品を配備拠点に送付する際に添付し、配備拠点において記名及び確認印を受け、１部を配備拠点の控えとし、２部を受託者に返送させ、そのうち１部を支払請求時の検査で主管担当に提出し、１部を受託者の控えとすること。

なお、消耗品交換等報告書の返送時の送料は保守契約の対象外とする。

(ｱ)　消耗品交換受付日時

(ｲ)　配備拠点名称等

(ｳ)　郵便局区分（配備拠点ごとの区分は別途提示する。）

(ｴ)　交換する消耗品の種類及び数量

(ｵ)　保守担当者所属及び氏名

(ｶ)　特記事項（必要のある場合に限る。）

オ　保守代金の支払請求

受託者は代金の支払請求を行う前に、主管担当あてに次の書類を提出し、履行の確認を得ること。

また、主管担当の検査完了後、契約担当（℡ 03-5532-9778）へ請求書を速やかに提出すること。

(ｱ)　業務内容報告書

(ｲ)　内訳書（様式は適宜）

カ　例外作業

次の作業は保守範囲外とする。

(ｱ)　モバイル決済端末機の移動及び撤去に関する作業並びに業務への立会い（故障修理対応後の立会いを除く。）

(ｲ)　配備拠点等の担当者等の要求による改造

(ｳ)　担当者等の故意による破損の修理

キ　その他

(ｱ)　様式は適宜とした報告書等については、契約締結後速やかに主管担当に提示し、承認を得ること。

(ｲ)　その他、詳細については主管担当の指示によること。

５　保証

モバイル決済端末機については、天災その他の不可抗力又は使用者側の故意若しくは過失による場合を除き、モバイル決済端末機の納入日から保証を開始し、納入期限日の翌月１日から起算して満１年までの期間を無償保証期間として、無償保証期間中に発生した故障は無償で修理を行う旨を明記した保証書を添付すること。

６　ユーザ向け研修の支援

受託者は、本システムの習熟度向上を目的とするユーザ研修の支援を行うこと。ユーザ研修は、かんぽ生命の研修センターにて行うこととする。

実施場所　：　東京

研修レベル：　本端末機を使用する社員に対して、講師として使用方法などの知識を付与するために必要な知識を習得させる

頻度　　　：　１回（2016年6月に支店代表者向け（予定））

７　ネームプレートの貼付

(1)　次図により作製し、当該資産の裏面の容易に確認できる箇所に貼付すること。大きさについては、事前に提示して主管担当の承認を得ること。

※　資産区分欄には、「有形固定資産（動産）」、「特定少額資産」、「少額資産」のいずれかを記入する。

(2)　材質は銀つや消しネーマとする。ただし、アルミニウム板を使用しても差し支えない。

(3)　文字は黒書きとし、文字の大きさは字数により適当な大きさとすること。

(4)　記載事項が鮮明に判るように印字すること。

(5)　品名コードについては、別に問い合わせること。

(6)　その他、疑義があれば主管担当に問い合わせること。

８　その他

(1)　本件納入機器等については、納入保守事業者名、住所、電話番号等を記載したパンフレット、操作説明書及び消耗品に関する一覧を各一部添付し、さらに、主管担当にも各一部ずつ提出すること。

(2)　本契約で発生する諸費用については、すべて本契約に含むこととする。

(3)　本仕様書（新）に係る疑義については、主管担当に問い合わせること。

(4)　その他の詳細については、主管担当の指示によること。

モバイル決済端末機　システム構成図

モバイル決済端末機のシステム構成図を以下に示す。各機器やシステム間のインタフェース仕様は、受託者が決定次第、速やかに連携する。

別添２

モバイル決済端末機　要求定義書

第一節　業務要求

モバイル決済端末機で行う業務を以下に示す。

〇 デビットカード決済（磁気・ＩＣ）及び取消
〇 クレジットカード決済（磁気・ＩＣ）及び取消
〇 口座振替設定（ペイジー口座振替受付サービス）及び取消

上記の決済業務や収納業務を行った際に扱った個人情報を端末内に保持することはリスクとなるため、必要最小限のデータのみとするモバイル決済端末機を提案すること。

なお、インタフェースレイアウトについては契約締結後に提示する。
提案にあたっては、モバイル決済端末機の接続インタフェース等、提案の前提とした条件等を記載すること。

第二節　ＰＴ３とモバイル決済端末機の機能分担

かんぽ生命の提示する秘密保持契約書に合意し締結する者に交付する。

●秘密保持契約書の提出場所
提案書提出期限の前営業日までに、電話にて事前連絡の上、主管担当あて提出すること。

●交付方法
秘密保持契約書の受領を確認後交付する。

第三節　機能要求

●モバイル決済端末機

項目		機能
表示	ディスプレイ	操作ガイドやステータス･エラー等を表示するためのディスプレイを有すること
	バックライト	暗所でのディスプレイの視認性確保のため、バックライトを有すること
入力キー	キー配列	ISO9564-1:2011 Annex B（デビット推進協議会ガイドライン､EMV仕様に準拠すること）
磁気カードリーダ	方式	手動走行式
	規格	ＪＩＳＩ第１、第２トラック及びＪＩＳⅡの読み取り可能であること
接触ＩＣカード	方式	接触型ＩＣカード、１スロットを有すること
	規格	ISO/IEC7816準拠
外部Ｉ／Ｆ	Bluetooth（上位端末通信用）	規格：V2.1　+EDR、クラス２との互換性を有すること(注1)
		プロファイル：シリアルプロファイルに対応できること
インジケータ等	充電インジケータ等	充電状態を表示用として２色（緑、赤）LED等を有すること

(注1) モバイル決済端末機がＰＴ３とBluetooth通信を行うために必要な要件

項目		機能
	IC カードインジケータ等	接触ICカードへのアクセス状態を任意の方法で確認できること
セキュリティ		耐タンパー機能を有すること PCI　PTS規格対応していること
メイン電池	種別	リチウムイオン二次電池
耐タンパー機能		メイン電池が切れていても耐タンパー機能を一定期間有すること
暗号化機能		以下の暗号機能を有すること ・真正乱数発生機能 ・トリプル DES、RSA、AES 暗号処理機能 ・デビットカード推進協議会指定スクランブル
適合規格	不要輻射	VCCI　クラスB適合
	Bluetooth	2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム
		Bluetooth 2.1+EDR(クラス 2)以上
		工事設計認証（TELEC）
		Bluetooth ロゴ認定
	RoHS	RoHS 指令適合
	PCI PTS	デバイスタイプ POS Ver3.1 以降認証取得すること
	EMV	EMV レベル 1：Ver4.0／レベル 2：Ver4.3 認証取得すること
	国際ブランド認定	ＩＣクレジットブランド（VISA/Master/JCB/AMEX の 4 ブランド）の認定を第 1 回目の納入期限(2016 年 6 月 17 日(金))までに取得すること
	デビットカード決済(IC)認定	デビットカード決済（IC）認定 なお、適合資格を取得した証明書を別途提出すること
端末ガイドライン		日本デビットカード推進協議会（ＪＤＣＰＡ）の一般賛助会員であり「デビットカード端末仕様ガイドライン」に準拠すること 受託者は、上記一般賛助会員である証明が可能な資料を提案書に添付もしくは入札までに主管担当まで提出すること
		日本マルチペイメントネットワーク推進協議会（ＪＡＭＰＡ）の賛助会員であり「口座振替受付サービス（収納機関受付方式）端末ガイドライン」に準拠すること 受託者は、上記賛助会員である証明が可能な資料を提案書に添付もしくは入札までに主管担当まで提出すること
外部電源		外部電源100Vが使用可能なACアダプタを有すること
付属品		リチウムイオン電池パック×1個 ACアダプタ×1台 取扱説明書×1部

●キー配列
　キー配列は日本デビットカード推進協議会ガイドライン、EMV 仕様に準拠すること。（ISO9564-1:2011 Annex B 参照）

キー区分		内容
テンキー	０～９	数字の入力を行うキーであること 「5」のキートップに突起を有すること
電源キー		本装置の電源の ON／OFF を行うキーを有すること （電源は一定時間経過後自動 OFF 可能なこと）
確定キー		入力データ（暗証番号）の確定できるキーを有すること
訂正キー		入力エリア内の直前の入力データ１文字を削除できるキーを有すること

第四節　ＰＴ３機器仕様

かんぽ生命の提示する秘密保持契約書に合意し締結する者に交付する。

●秘密保持契約書の提出場所
　提案書提出期限の前営業日までに、電話にて事前連絡のうえ、主管担当あて提出すること。

●交付方法
　秘密保持契約書の受領を確認後交付する。

【主管担当】
〒141-0001
東京都品川区北品川５丁目６－１
株式会社かんぽ生命保険システム企画部
担当 基盤企画・開発担当
電話 03－6455－6106 ※受付時間 平日 9:30～17:15